



損保ジャパン・グローバルREITファンド(毎月分配型)

【投信協会商品分類】 追加型投信／内外／不動産投信

【設定日】 2009年3月27日

【決算日】 原則毎月13日

第70期 決算速報

平素は「損保ジャパン・グローバルREITファンド(毎月分配型)」に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは2015年11月13日、第70期決算を迎えました。

今期の分配金は基準価額水準、市場動向等を総合的に勘案し、以下のとおり決定致しましたので、ご報告申し上げます。

今後とも信託財産の成長を目指して運用を行って参りますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

当期決算概要

当期末基準価額 (1万口当たり、分配金落後後)	当期分配金 (1万口当たり、税引前)	前期分配金 (1万口当たり、税引前)	設定来分配金累計 (1万口当たり、税引前)
10,567円	200円	240円	14,260円

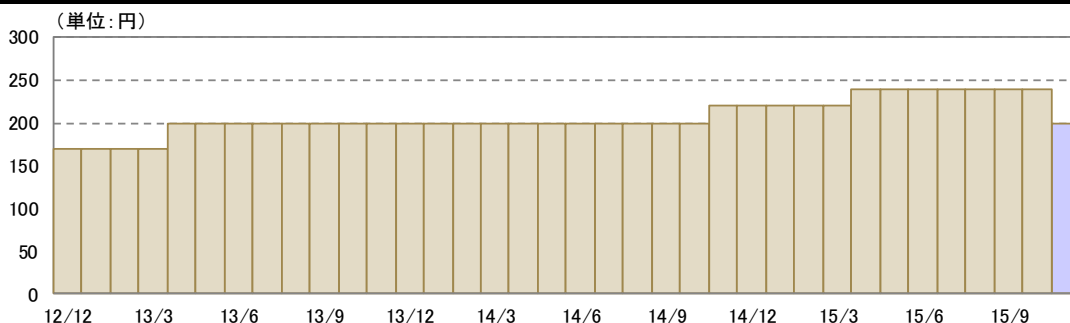
※ 収益分配金額は委託会社が決定します。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

基準価額の推移

2009/03/27～2015/11/13



分配実績(直近3年分/ 1万口当たり、税引前)



※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものととして委託会社にて計算しており、実際の騰落率とは異なります(以下同じ)。

※ 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(後掲「ファンドの費用」参照)は控除されております(以下同じ)。

※ 当ファンドは、ベンチマークを設定していません。

※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

上記の運用実績に関する数値、グラフ等は、すべて過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。



損保ジャパン・グローバルREITファンド(毎月分配型)

Q1. なぜ、今回分配金を引き下げたのですか。

A1. 基準価額の水準、市場動向等を総合的に勘案し決定しました。

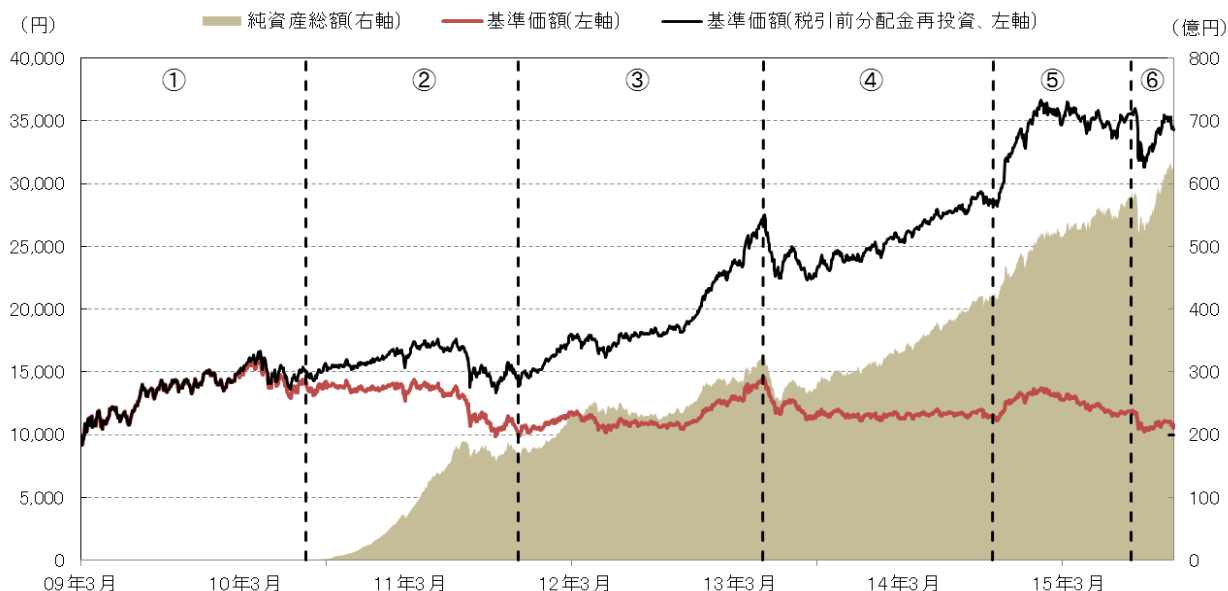
今回の決算におきまして、以下の理由を背景に、損保ジャパン・グローバルREITファンド(毎月分配型)の分配金を240円から200円に引き下げました。

2009年3月の設定以降の分配金払い出し後の基準価額は、①リーマンショック以降、世界経済の緩やかな回復に伴う資金流入により14,000円台まで上昇しました。②しかし、欧州債務問題や米国経済の減速懸念から、10,000円を僅かに上回る水準まで下落しました。③FRB(米連邦制度準備理事会)による金融緩和政策の拡大等に伴い、堅調なオフィス需要増や資金調達環境の改善等により13,000円台まで回復しました。④その後、米国量的緩和縮小の懸念から下落する局面もありましたが、量的緩和縮小のスピードが緩やかにとどまるとの期待から11,000円台で安定的に推移しました。⑤日欧の量的金融緩和政策を受け、世界的に金利が低下し、リートに対しては追い風となり、12,000円台で推移しました。⑥2015年8月以降の中国経済の減速懸念や米国の利上げ懸念等の影響により投資家のリスク回避姿勢が強まり、足元は10,000円台まで下落しました。

基準価額(税引前分配金再投資)の設定来の騰落率は243.03%と、プラスを確保していますが、分配金払い出し後の基準価額は10,567円と11,000円を切る水準となっております。このため、今後も安定的な分配を継続しつつ、分配金払い出し後の基準価額の下げ止まりや、持ち直しを資するためには、分配金の引き下げが必要であると判断しました。

基準価額および純資産総額の推移

2015年11月13日現在



期間別騰落率

過去1ヶ月	-0.43%
過去3ヶ月	-3.36%
過去6ヶ月	-0.66%
過去1年	6.81%
過去3年	88.49%
過去5年	120.18%
設定来	243.03%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2015年11月	200
2015年10月	240
2015年9月	240
2015年8月	240
2015年7月	240
2015年6月	240
設定来	14,260

期間)2009年3月27日～2015年11月13日

※ファンドの騰落率は、基準価額(税引前分配金再投資)を使用して計算しております。

※設定来のファンド騰落率は、10,000円を基準として計算しております。

※直近6期分の分配実績を記載しております。

※収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

※基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものととして委託会社にて計算しており、実際の騰落率とは異なります。

※基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬は控除されております。

※分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

損保ジャパン・グローバルREITファンド(毎月分配型)

Q2. 分配金の額はどのように決定しているのですか。

A2. 基準価額の水準、市場動向等を総合的に勘案し、決算の都度委託会社が決定しています。

したがって、将来の分配額について、予め一定の額をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、現在の分配金の水準を維持できないことや分配を行わないことがあります。

Q3. 分配金の水準が高いファンドは、運用成果がいいということですか。

A3. 分配金額が多いか少ないかだけをもって、ファンドの運用成果を判断することはできません。

ファンドの運用成果は受け取った分配金の累計額だけでなく、投資した期間におけるファンドの基準価額の騰落額との合計(トータル・リターン)をもって測ることができます。つまり、受け取った分配金の多寡だけではファンドの運用成果を判断することは出来ないと云えます。

各ファンドのトータル・リターンは月次運用レポートまたは弊社ホームページ内ファンド紹介ページ「基準価額・分配金チャート」の「期間別騰落率」よりご確認ください。

Q4. 分配金を引き下げた分は、どうなるのですか。

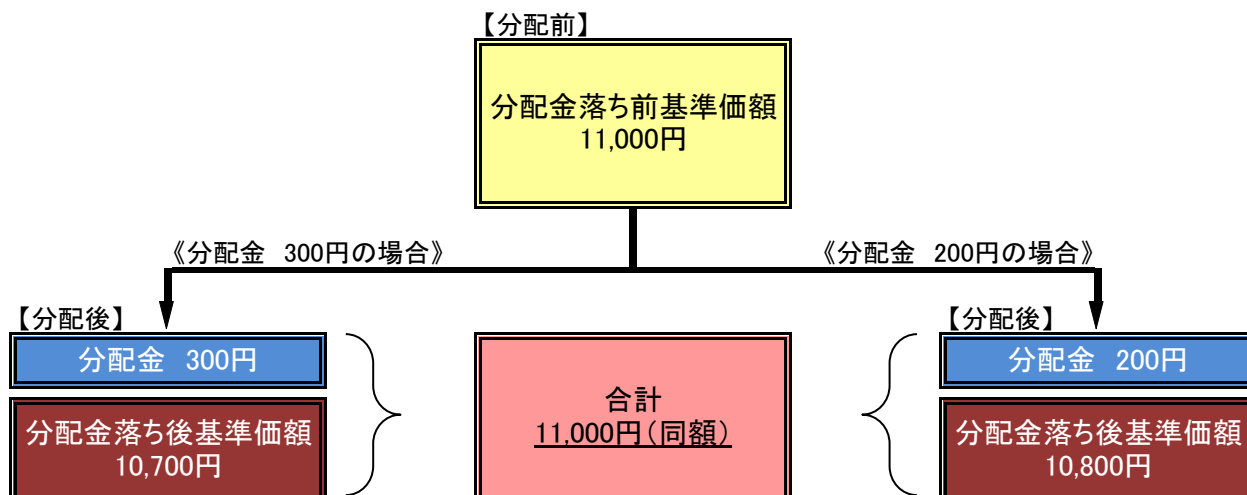
A4. 引き下げた分配金の差額分は、ファンドの純資産として内部留保されます。

分配金は預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金を引き下げた分は、ファンド内に留保されます。

分配金の差額がファンド内に内部留保される仕組みを、基準価額を使って説明します。分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金と分配金落ち後の基準価額を足したものは、分配金の額に関係なく分配落ち前基準価額と概ね同じ水準となります。

下図をご覧ください。たとえば、分配金支払い前の基準価額が11,000円で「300円分配」した場合は分配金支払い後の基準価額は10,700円となります。一方、「200円分配」した場合、分配金支払い後の基準価額は10,800円となります。分配金を300円から200円に引き下げても、その差(100円)はファンド内に留保され、分配金支払い後基準価額(10,700円→10,800円)に反映されることになります。

(イメージ図) 分配金と基準価額の関係



※上記は、分配金と基準価額のご理解いただくためのイメージ図であり、基準価額の水準を示唆するものではありません。

※分配金は1万口当たり税引前の金額で表示しています。課税による影響は考慮していません。

損保ジャパン・グローバルREITファンド(毎月分配型)

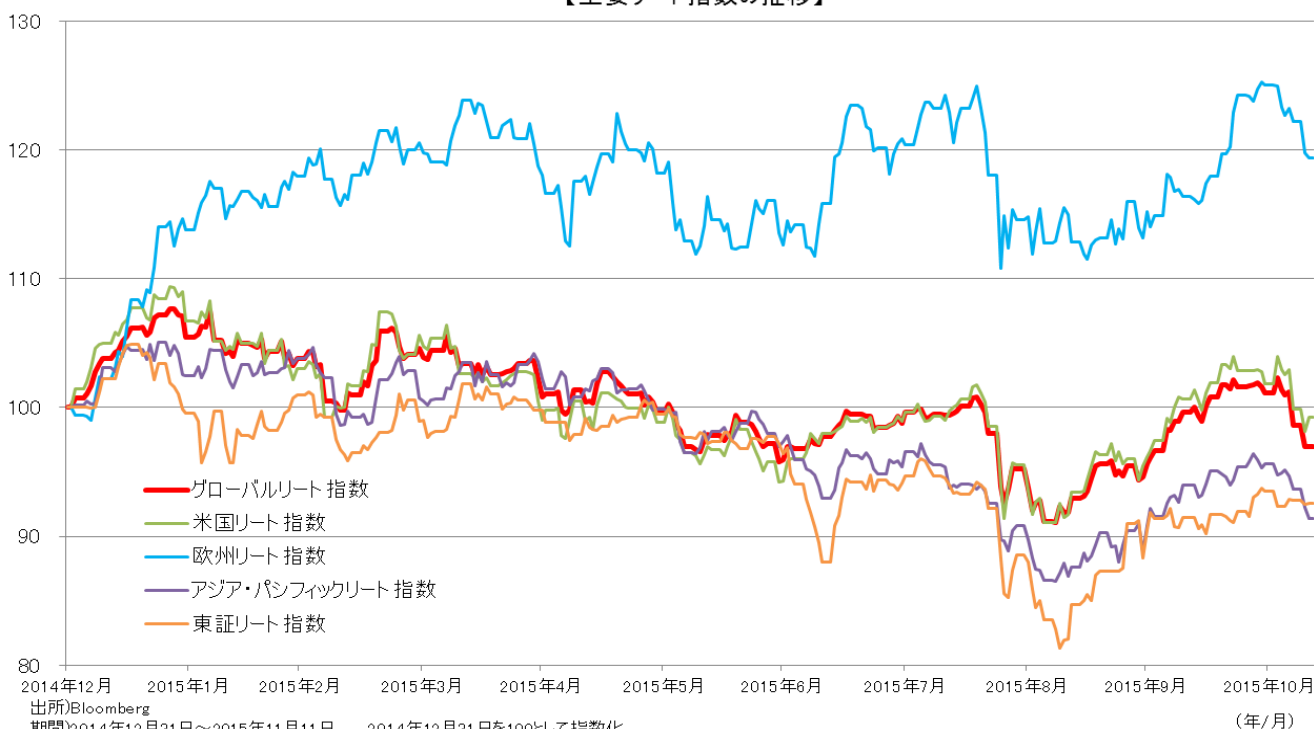
Q5. 2015年初来のリート市場の動向について教えてください。

A5. 米国の利上げをめぐる不透明感や、中国の景気に対する懸念などからリート市場は下落傾向となっています。

2015年に入ると米国リート市場における大型の公募増資や、早期利上げ観測などからグローバルリート市場は下落に転じました。4月に発表された米国の1～3月GDPが悪天候や港湾のストライキなどの影響で予想を下回るものとなったことも米国リート市場の重石となりました。6月にはギリシャのEU残留をめぐる混乱が起きました。また、6月の中国本土株式市場の下落や8月の中国人民元の実質的な切り下げなど、中国の景気に対する不透明感もリスク性資産であるリート市場にとって、マイナスの影響を与えました。

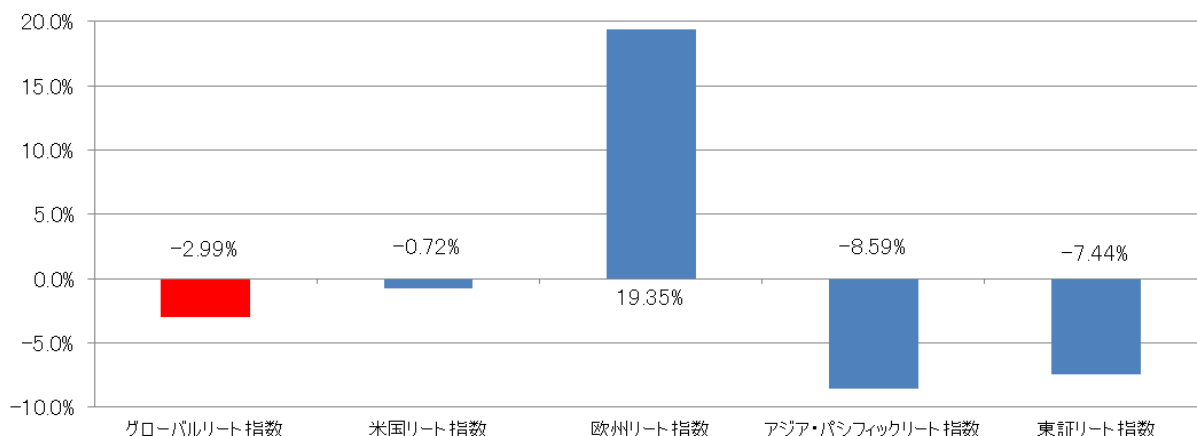
地域によってばらつきはあるものの、グローバルリート指数は年初来で2.99%の下落となっています。世界の時価総額の約6割を占める米国リート市場が軟調である一方、欧州は量的金融緩和政策の導入によって、堅調な展開となっています。また、日本では不動産価格の下げ止まりや引き締まった需給、日銀による量的金融緩和が下支え要因となるものの、年初来のリート公募増資が9月末時点で5,000億円を超えるなど、需給悪化懸念に伴い、軟調な展開が続いています。

【主要リート指数の推移】



グローバルリート指数:S&P Global REIT Index 米国リート指数:FTSE NAREIT Equity REITs Total Return Index 欧州リート指数:FTSE NAREIT Europe REITs Index
アジア・パシフィックリート指数:FTSE EPRA/NAREIT Asia REITs Index 東証リート指数:東証REIT指数

【2015年初来の主要リート指数の騰落率】



出所)Bloomberg
期間)2014年12月31日～2015年11月11日 2014年12月31日を100として指数化

上記は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

損保ジャパン・グローバルREITファンド(毎月分配型)

Q6. 投資対象となる不動産市場の動向について教えてください。

A6. 米国、欧州、日本ともに不動産市場を取り巻く環境は良好な状況が続いています。

米国では、リーマンショック以降、銀行の不動産投資に対する慎重な貸し出し姿勢や、大規模な商業不動産の開発が行われなかったため、限定的な不動産供給が続いています。一方で、景気回復の影響もあり需要は堅調に推移しているため、需給環境は良好な状況が続いています。

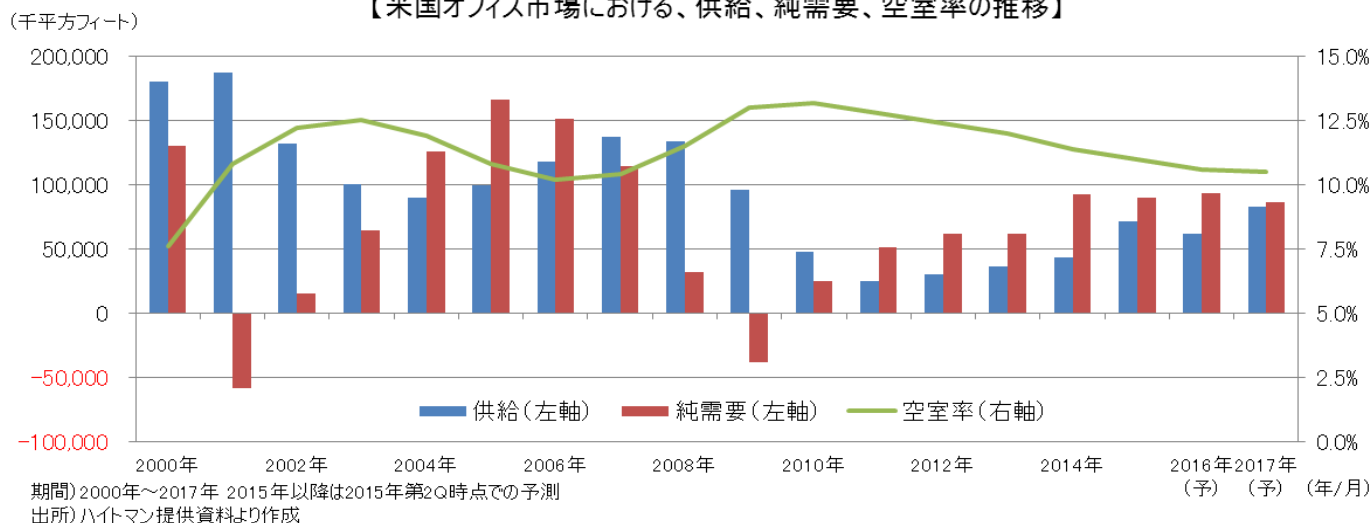
欧州においても限定的な供給と堅調な需要のもと、良好な需給環境となっています。また、量的金融緩和政策の導入に伴い、金利の低下が進み、不動産投資が今後も増える可能性が高いと考えられます。

日本においても、地価の下げ止まりが見られる中、景気回復期待や円安の進行による外国人の不動産への投資などにより、良好な需給環境となっています。

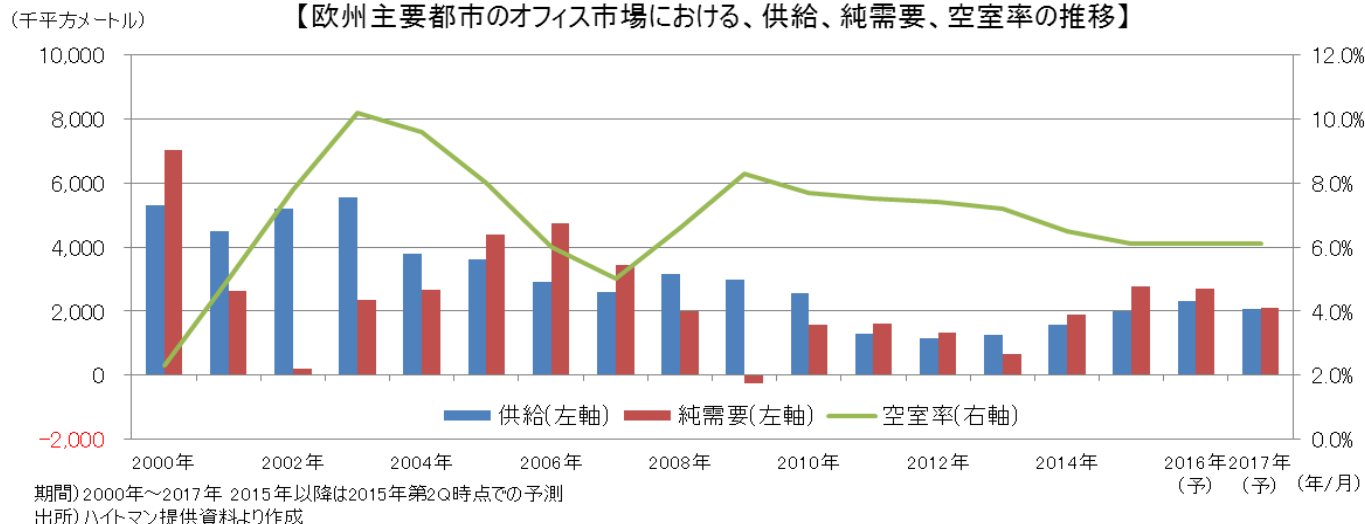
世界経済は緩やかながらも拡大傾向にあります。この景気回復の恩恵を受け、不動産市場においては空室率の低下を通じた賃料上昇が期待でき、不動産市場への投資から得られる収益の拡大が予想されます。

また、昨今の経済状況の中で、機関投資家の中には利回りが低くなった債券や期待していたリターンが得られなかったヘッジファンドなどを解約するなど、投資資産の配分を見直す例も散見されています。その資金の一部が不動産市場に流入しており、今後は不動産市場の下支えが期待されます。

【米国オフィス市場における、供給、純需要、空室率の推移】



【欧州主要都市のオフィス市場における、供給、純需要、空室率の推移】



上記は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

※ 後述の「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

損保ジャパン・グローバルREITファンド(毎月分配型)

Q7. リート市場に対する米国利上げの影響について教えてください。

A7. 過去の利上げ局面でもリート市場は堅調に推移しました。

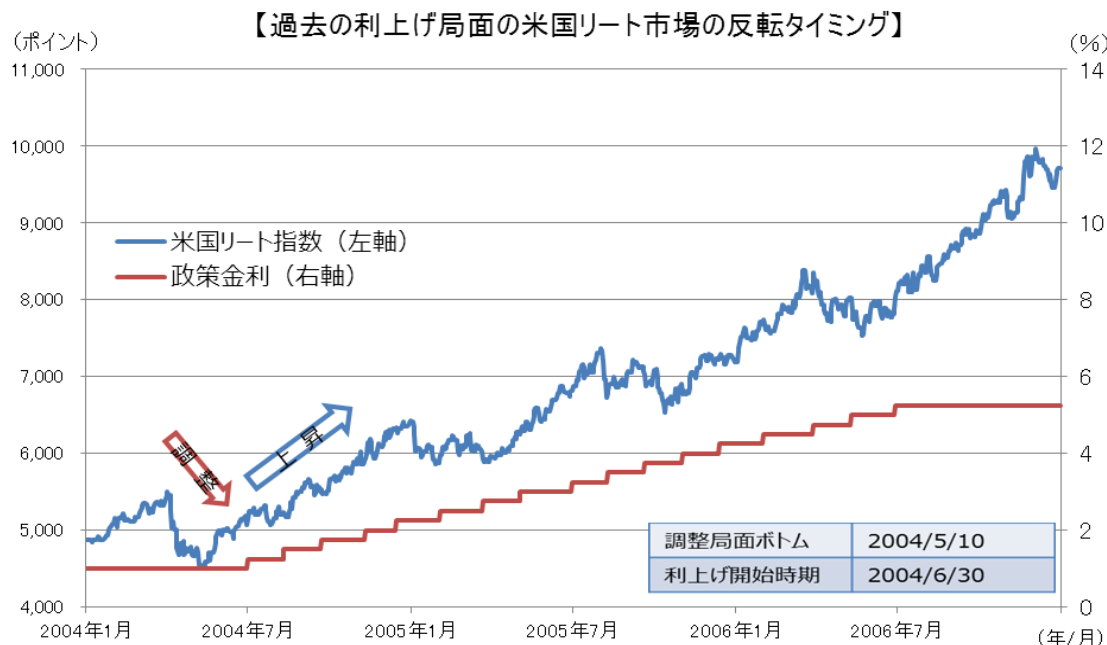
景気回復の恩恵を受けリーートの投資対象である不動産市場は良好な環境が継続しています。

しかしながら、米国の政策金利引き上げ時期は未定であり、リート市場に不透明感を残している状況です。政策金利引き上げによる金利の上昇は、相対的な利回りの低下や資金調達コストの増加につながることから、リートにとってマイナス要素と捉えられる側面があります。

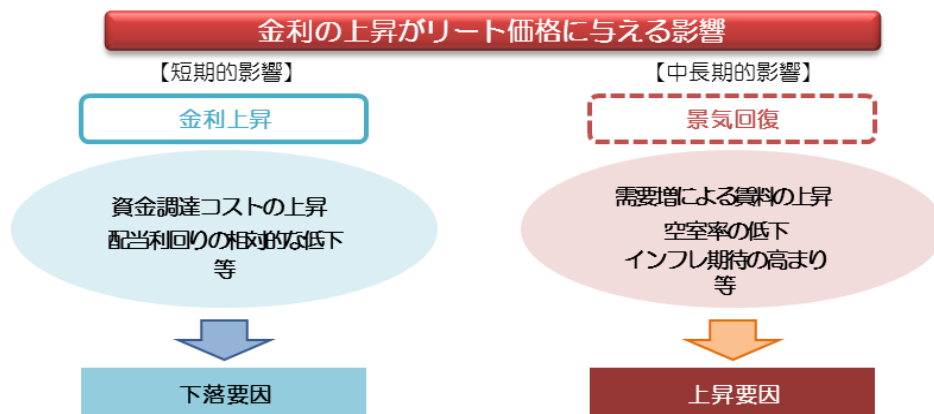
一方で、政策金利引き上げが景気拡大を背景としたものであればプラス要素も期待できます。一般的に景気拡大は物価上昇を伴うことから、不動産などの実物資産や株式などのインフレ対応資産が選好され価格の上昇につながる事が想定されます。他にも雇用増加によるオフィスの空室率低下やリート物件の賃料上昇等が考えられます。

米国では2000年のITバブル崩壊以降も量的金融緩和政策が実施され、その後2004年6月から利上げが開始されました。下記グラフをご覧くださいと、2004年4月から5月にかけては、市場が利上げを意識し始めたことで米国のリート市場は調整し、下落していることが分かります。しかし、6月30日の利上げの前に調整は終了し(調整局面ボトム:2004年5月10日)、その後は一転して上昇基調となっています。

FRB(米連邦準備制度理事会)は利上げ実施において、景気の回復、労働市場の改善、物価の安定的な上昇等を条件として挙げています。これらが整った経済環境はリート市場にとってもプラスに働く側面が大きいと考えられます。利上げを契機に利回り目的で投資していた投資家に加え、インフレヘッジを意図したキャピタルゲイン狙いの投資家が増加することが予想されます。そのため利上げを契機にリート市場の上昇と拡大が期待されます。



出所) Bloombergより作成 期間:2004年1月1日～2006年12月29日
米国リート指数:FTSE NAREIT Equity REITs Total Return Index



上記は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。



損保ジャパン・グローバルREITファンド(毎月分配型)

Q8. リート市場の今後の見通しについて教えてください。

A8. リートの割安感は強く、今後も堅調な不動産需要を背景とした拡大が見込まれます。

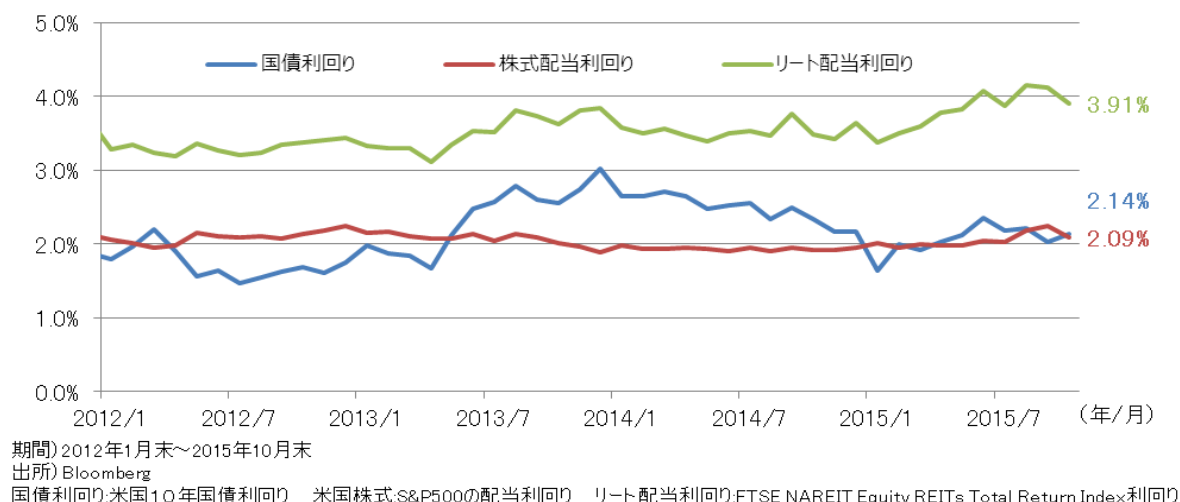
米国のリート市場は、供給が限定的である一方、景気拡大に支えられ需要は底堅く推移し、稼働率上昇と賃料上昇が継続しています。リーートの配当利回りと米国10年国債の利回り格差も2015年に入ってから過去3年間平均を上回って推移しており、リーートの割安感が強まっています。供給は、引き続き限定的な状態が継続することが予想されており、需給も引き締まった状態が続くことで、リート市場は引き続き安定した拡大が見込まれます。

また、米国の利上げのペースは緩やかな景気回復に伴い、ゆっくりとしたものになると予想されており、長期金利が急上昇するような可能性は低いと考えられることから、リート市場への影響も限定的と考えられます。

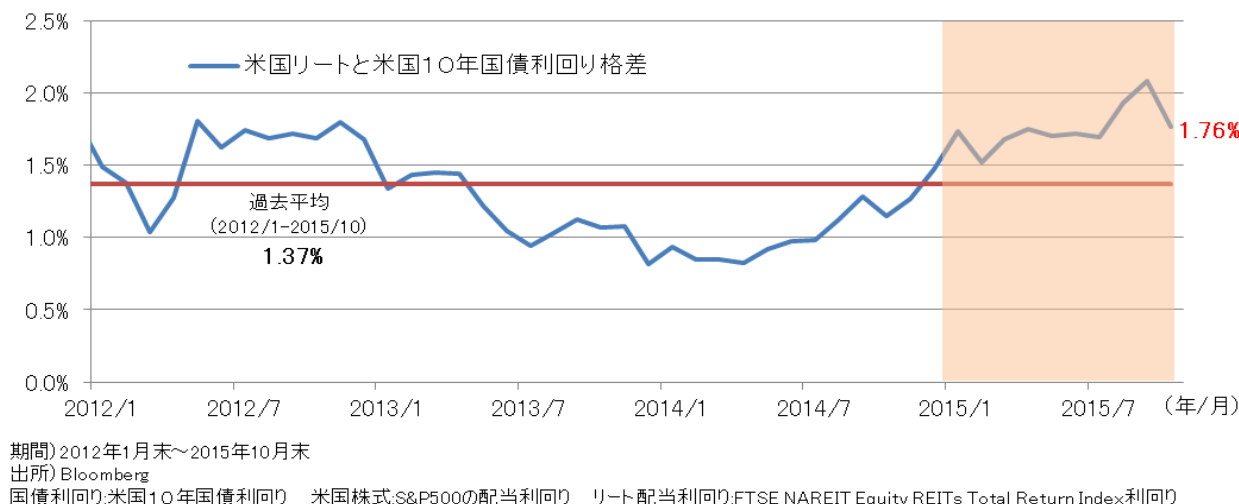
日本のリート市場は2015年上期に増資による資金調達を積極的に行った影響で軟調な推移となりました。しかしながら、物件取得のための増資は一服しており需給環境の改善が期待されます。また、東京都主要5区での空室率低下・賃料上昇のサイクルが継続しており、投資環境は改善傾向にあります。日銀は量的金融緩和政策を維持すると考えられ、長期金利も低位で推移すると考えられることから、利回りに着目した投資家からの資金流入が期待されます。

欧州はECB(欧州中央銀行)による量的金融緩和政策により国債利回りは低位で推移しており、リーートの投資魅力は引き続き高いといえます。加えて、12月にはECBによる更なる量的金融緩和政策拡大の可能性もあり、リート市場には追い風になるといえます。また、欧州も米国同様、不動産供給が限定的であることから利回り面で魅力のあるリートへの資金流入が期待されます。

【米国リート、米国株式、米国10年国債利回りの推移】



【米国リートと米国10年国債利回り格差の推移】



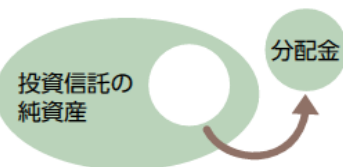
上記は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

損保ジャパン・グローバルREITファンド(毎月分配型)

投資信託の収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

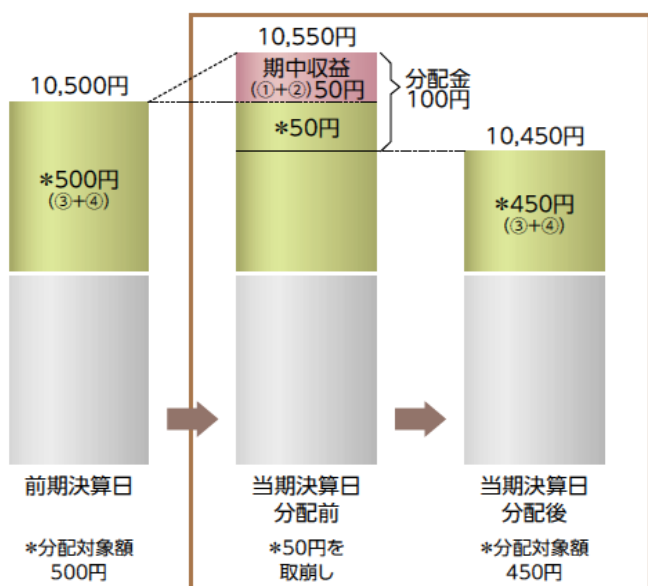
投資信託で分配金が支払われるイメージ



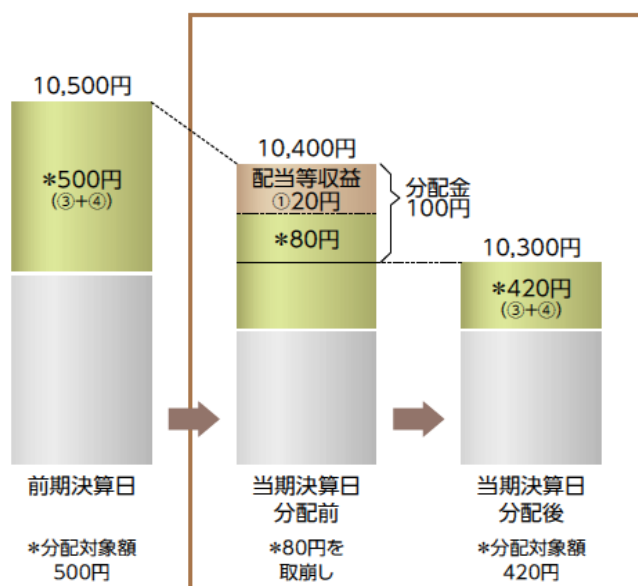
●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

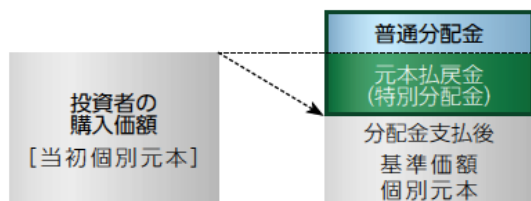


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

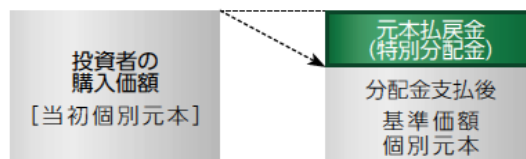
●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲の「●税金」をご参照ください。



損保ジャパン・グローバルREITファンド(毎月分配型)

ファンドの特色

- 主として日本を含む世界各国の取引所に上場または店頭登録されている不動産投資信託証券[※]（REIT、リート）に投資します。
 - ※ 上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集又は売出しに係るものを含みます。
 - ※ 不動産投資信託証券の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に不動産投資信託証券の実質組入比率を引き下げる場合があります。

- 各マザーファンドの組入比率は、以下の基準資産配分比率を目処とします。

投資対象	投資対象とするマザーファンド	比率
日本を除く世界各国のREIT	損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンド* (ベンチマーク：S&P Developed REIT Index (ex Japan))	90%
日本のREIT	損保ジャパンJ-REITマザーファンド (ベンチマーク：東証REIT指数(配当込み))	10%

* REITの運用指図に関する権限をハイトマン・リアルエース・セキュリティーズ・エルエルシーに委託します。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 収益分配方針に基づいて、原則として毎月分配を目指します。

- 決算は原則毎月13日。休業日の場合は翌営業日とします。
- 分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※ S&P Developed REIT Index (ex Japan)とは、S & Pダウ・ジョーンズ・インデックスが発表している、日本を除く世界の先進国に上場するREIT（リート）及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。S & Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P Developed REIT Index (ex Japan)の適格性、正確性、適時性、完全性、データの遅延、及び電子媒体を含む口頭または書面でのコミュニケーションについて保証しません。S & Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、障害、債務、誤り、欠落又は遅延に対する責任を負いません。S & Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、特定の目的、使用、もしくは損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が得るであろう結果への商品適格性、もしくは適切性の保障に関して、明示的にも暗示的にも保証しません。以上のことに関わらず、いかなる場合においても、間接的、特定の、偶発的、罰則的、あるいは結果的な損害（利益の損失、トレーディング損失、損失時間、のれんを含む）について、仮にそれらの可能性について事前に通知されていたとしても、S & Pダウ・ジョーンズ・インデックスが責任を負うことはありません。

※ 「S & P」は、スタンダード・プアーズ・ファイナンシャル・サービシーズLLC（以下「S & P」）の登録商標です。これらはS & Pダウ・ジョーンズ・インデックスに対して使用許諾が与えられています。S & Pダウ・ジョーンズ・インデックス、ダウ・ジョーンズ、S & P、その関連会社は、本商品を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また本商品への投資適合性についていかなる表明をするものではありません。

※ 東証REIT指数とは東京証券取引所に上場しているREIT全銘柄を対象にした時価総額加重平均の指数で、終値ベースの指数値（配当込みの指数値を含みます。）が公表されています。なお、東証REIT指数は株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。



損保ジャパン・グローバルREITファンド(毎月分配型)

| 投資リスク

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆価格変動リスク

リートは、国内外の政治・経済情勢、金融政策、不動産市況や保有する不動産の状況等の影響を受けて変動します。組入れているリートの価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆信用リスク

リートは、発行体の財務状態、経営、業績、保有する不動産の状況等の悪化及びそれらに関する外部評価が悪化した場合には下落することがあります。組入れているリートの価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、リートの価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

《その他の留意点》

◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

◆ マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

損保ジャパン・グローバルREITファンド(毎月分配型)

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行の休業日においては、お申込みの受付ができません。
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成31年3月26日まで（設定日 平成21年3月27日） ※ 委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則毎月13日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年12回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎年3月、9月の決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※ 平成27年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には変更される場合があります。詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

損保ジャパン・グローバルREITファンド(毎月分配型)

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に 3.24% (税抜3.0%) を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.5606% (税抜1.445%) を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社 年率0.873% (税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率0.495% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率0.077% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
※ 委託会社の報酬には、損保ジャパン・ハイトマン・グローバルREITマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託したハイトマン・リアルエース・セキュリティーズ・エルエルシーへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.60%を乗じた額とします。〔ファンドの運用の対価〕		
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00756% (税抜0.0070%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用※ 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※ 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	- 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 - 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 - 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 上記は平成27年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会	備考
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○		○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○		○		
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○		○		
中原証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第126号	○				
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
日産センチュリー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○		
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第134号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○		
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○	○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		○		
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○				
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○		
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○				
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○				

<備考欄の表示について>

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っておりません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号） 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ : http://www.sjnk-am.co.jp/ 電話番号 : 03 (5290) 3519 ●営業第二部
受託会社	ファンドの財産の保管及び管理を行います。 みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。